

公益社団法人渋谷区勤労者福祉公社会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人 渋谷区勤労者福祉公社定款（以下「定款」という。）第7条第1項の規定に基づき、公益社団法人 渋谷区勤労者福祉公社（以下「公社」という。）の会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める事業所又は団体をいう。
- (2) 構成員 一号会員又は二号会員である事業所の事業主及び団体の代表者並びにそこに勤務する勤労者をいい、個人として会員資格を有する者
- (3) 会員家族 個人会員又は構成員並びにその同居の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例(令和6年渋谷区条例第4号)第2条第7号に規定するパートナーシップの事実を理事長が確認した相手方(以下「パートナーシップの相手方」という。)及び成年に達する前の子をいう。

(一号会員及び二号会員の基準日)

第3条 一号会員及び二号会員の種別は、毎年4月1日を基準日とする。

(入会資格)

第4条 公社に入会できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 渋谷区（以下「区」という。）内の中小企業等の従業員及び事業主
- (2) 区内に居住し、区外の中小企業等に勤務する従業員及び事業主
- (3) その他理事長が適当であると認めた団体又は個人

(入会制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることはできない。

- (1) 臨時又は季節的業務等に期間を定めて雇用されている者
- (2) 入会時に14日以上 of 休業若しくは安静加療をしている者又は14日以上 of 休業若しくは安静加療を要すると診断されている者
- (3) その他理事長が適当でないと認めた者

(入会手続き)

- 第6条 公社に入会しようとする一号会員及び二号会員の事業主又は代表者並びに個人は、入会申込書に関係書類を添えて、理事長に提出し、一号会員については理事会の承認、二号会員については理事長の承認をそれぞれ得なければならない。
- 2 既に入会している一号会員及び二号会員の事業主又は代表者が、構成員を追加して加入させるときは、当該構成員の氏名、生年月日、住所等の指定する事項を所定の手続きにより理事長に提出し、承認を得なければならない。
- 3 会員及び構成員が、同居の配偶者又はパートナーシップの相手方及び成年に達する前の子を会員家族として登録するとき、当該家族の氏名、生年月日、続柄等の指定する事項を所定の手続きにより理事長に提出し、承認を得なければならない。
- 4 理事長は、入会を承認したときは、会員証を交付するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 入会金及び会費（以下「会費等」という。）の額は、次のとおりとする。

- (1) 入会金 1人 200円
- (2) 会費 1人 月500円
- 2 既に納入した入会金は、返納しない。
- 3 会費等の納入は、入会日の属する月から退会日の属する月までとする。

(資格の発生)

- 第8条 会員の資格は、第6条の入会手続きを完了した日から発生する。
- 2 共済給付にかかる資格の発生は、別に定める。

(会費等の納入方法)

第9条 会費等の納入方法は、前納するものとし、原則として会員が指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法により3か月に1回引落とし、次の各区分に応じ、前納する。但し、口座振替日が金融機関の休日に当たるときは、翌営業日とする。

納期	始期	終期	会費請求月	口座振替日
(1) 第1期	4月1日～	6月30日	4月中旬	4月26日
(2) 第2期	7月1日～	9月30日	7月中旬	7月26日
(3) 第3期	10月1日～	12月31日	10月中旬	10月26日
(4) 第4期	1月1日～	3月31日	1月中旬	1月26日

- 2 一号会員及び二号会員の事業主又は団体が前納する会費の額は、各始期の前月末日の構成員数に1人当りの会費額を乗じて得た額とする。
- 3 納入された会費は、返納しない。ただし、前納した会費はこの限りでない。

(会費の精算)

第10条 一号会員及び二号会員の事業主又は団体の構成員に異動が生じ、届出を承認した場合は、次期の会費納入時に精算する。

(会費等の免除)

第11条 理事長は、会費等の免除について相当の理由があると認めるとき、理事会の承認を受け会費等の全部又は一部を免除することができる。

(退会届)

第12条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員証を添えて所定の手続きにより理事長に届出なければならない。

- (1) 会員がその資格を失ったとき。
- (2) 前号以外の理由により退会又は同等の状況になったとき。
- 2 会員が退会するときは、退会届を提出しなければならない。
- 3 会員の資格を喪失した日をもって退会日とする。

(変更届)

第13条 会員は、届出した事項、会費の口座振替金融機関、口座番号等に変更が生じたときは、速やかに理事長に所定の手続きにより届出なければならない。

(受益の制限)

第14条 理事長は、会員が会費の納入を怠ったときは、受益の一部又は全部を制限することができる。

- 2 会員が公社の運営に支障を生じさせたときは、理事長は、理事会の承認を受け、当該会員の受益の全部又は一部を制限することができる。

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 公益社団法人設立の前日までに、社団法人渋谷区勤労者福祉振興公社に加入していた会員は、定款第8条に定める入会手続きを完了したものとみなす。
- 3 前項の会員の加入期間は、社団法人渋谷区勤労者福祉振興公社に加入していた期間を含むものとする。

附 則

この規則は、令和２年７月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和５年９月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和６年７月１日から施行する。